



中央大学 障害学生支援のための ガイドブック（教職員版）

Ver.1.0（2025年4月1日）

目 次

本ガイドブックについて.....	3
中央大学の障害学生支援.....	4
学生相談室.....	5
キャンパスソーシャルワーカー（CSW）.....	6
ダイバーシティセンター.....	6
障害のある学生への支援（合理的配慮）の流れ.....	7
学内の連携.....	8
障害のある学生への合理的配慮について.....	9
合理的配慮願い・情報提供書について.....	10
障害のある学生と接するうえで気に留めておいていただきたいこと…	11
聴覚障害.....	12
視覚障害.....	13
肢体不自由.....	14
内部障害.....	14
発達障害.....	15
精神障害.....	16
学内で利用可能な支援機器.....	17
ユニバーサルな学修環境の重要性.....	18
SA（学生サポーター）について	19
「意識のバリア」をなくすために	20
関連情報（リソース集）	21

本ガイドブックについて

本ガイドブックは、障害や慢性疾患がある学生への支援について、中央大学の教員と職員に知っておいて欲しいことをまとめたものです。教職員が障害について適切な知識と共通認識を持つことは、多様性を尊重する環境を築くための第一歩です。本ガイドブックでは、中央大学の障害学生支援の体制、相談の流れ、窓口の案内、障害についての基本的な考え方などを掲載しています。教職員の皆さん自身の理解を深めるために、また学生に情報を提供する際の参考として役立てていただければ幸いです。

障害学生支援の体制

中央大学では、障害のある学生が安心して学べる環境を整えるため、相談窓口（学生相談室、学部事務室／キャンパスソーシャルワーカー（CSW）、ダイバーシティセンター）を設置しています。これらの窓口は、学生からの相談を受け付け、必要な支援を提供するためのハブの役割を果たしています。窓口を中心に、教職員が連携して支援体制を作り、学生一人ひとりのニーズに応じた配慮を実現するための取り組みを行っています。

窓口の案内と相談の流れ

障害のある学生が支援を受けるための相談は、まず窓口となる部署に連絡することから始まります。窓口では、学生の状況や必要な支援について丁寧にヒアリングし、可能な支援の選択肢を提案します。教職員の皆さんには、学生が必要な支援につながるができるよう、情報提供や相談のサポートをお願いします。

障害についての基本的な考え方

障害は、個人の心身の状況と周囲の環境との相互作用によって生じます。そのため、各学生の特性や状況に応じた環境の調整（合理的配慮）等が求められます。

このガイドブックが教職員のみなさんの参考となり、学生の充実した学びを実現する手助けとなることを願っています。



中央大学の障害学生支援

中央大学では、2016年に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、2017年に発出した「中央大学ダイバーシティ宣言」で、障害や慢性疾患のある学生も含め、すべての学生が等しく学ぶことのできる環境を作ることを約束しています。これらガイドラインと宣言に基づいて、学生相談室、学部事務室・都心学生生活課（CSW）、ダイバーシティセンターなどの相談窓口、そして関係する教職員が連携して、障害学生の学修を支援する環境づくりと合理的配慮の提供を進めています。

ダイバーシティ宣言

2017年10月に制定した「中央大学ダイバーシティ宣言」では、障害、病歴、経済状況、家庭環境、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、言語、信念、宗教など、多様な背景をもつあらゆる人々の人権を尊重すること（多様性の尊重）を約束しています。ホームページに全文を記載していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/declaration/>



中央大学における障害学生支援に関するガイドライン

中央大学は、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、施行しました。ガイドラインでは、より良い学修環境と生活環境を提供できるように大学が行うことを記載しています。中央大学の障害学生支援は、建学の精神および中央大学ダイバーシティ宣言に基づいて行われるものであり、障害のあるなしにかかわらず、「私たちとともに学びたいという希望を持つすべての人びとが差別なく集い、のびのびと学ぶことのできる学修環境を提供」という理念の下に行われます。

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/disability/support/>



学生相談室

学生からのあらゆる相談を受け付けています。

学業、就職、進学、留学、心身の健康、性格・心理、恋愛、対人関係、サークル、生活全般、トラブル、その他どんなことでもかまいません。

気になる学生をみかけましたら学生相談室をご案内ください。

学生相談室の利用方法

初回は、学生相談室のスタッフが面談を行い、相談内容により専門相談員（精神科医、心理カウンセラー、弁護士）と各関係部署の教職員がサポートします。

※学修相談・就職活動や留学などの相談は、学部事務室・キャリアセンター・国際センターなど関係部署と連携を取ります。

相談受付詳細

1. 受付 来室、電話、問い合わせフォームから受付

2. インテーク（初回面談） 初回は学生相談室のスタッフが面談

3. 相談の内容に応じて

- ・専門相談員（精神科医、心理カウンセラー、弁護士）や、教職員相談員との面談の予約をお取りします。
- ・学内関係部署、外部機関と連携して支援を行ったり、ご紹介することもあります。

学生相談室窓口一覧

詳細／キャンパス	多摩キャンパス	後楽園キャンパス	市ヶ谷田町キャンパス	茗荷谷キャンパス
学 部	経済・商・文・ 総合政策・国際経営学部	理工学部	国際情報学部	法学部
場 所	5号館地下1階	6号館2階(2025.9～) 旧1号館1階(～2025.8)	6階(受付) 1階(面談室)	4階 (ダイバーシティセンターと同室)
開 室 時 間	月～金 10:00～17:00	月～金 10:00～17:00	火 11:00～15:00 金 10:00～14:00	月～金 10:00～17:00
電 話 番 号	042-674-3481	03-3817-1724	03-3817-1724	03-5978-4222
問い合わせフォーム	ホームページに各キャンパスごと問い合わせ先あり			

キャンパスソーシャルワーカー（CSW）

学部事務室や都心学生生活課に所属する CSW の主たる役割は、事務室職員や教員と連携して、困難を抱える学生の修学支援に取り組むことです。特に、修学上の困難に対しては、本人の困り具合と客観的な評価（医師の診断書や検査所見等）とを勘案し、「合理的配慮願い」を起案します。学生相談室や外部医療機関の利用を促しても支援に繋がらない学生も、CSW ならスムーズに面談が実現することがあります。教員が CSW に連絡を入れると、学生は相談に訪れやすくなります。CSW は事務職員と連携し履修状況を把握した上で、学生の話丁寧に聴き、修学の伴走者となります。

ダイバーシティセンター

ダイバーシティセンターは、障害・病気に関すること（障害領域）、性別・性に関すること（ジェンダー・セクシュアリティ領域）、多文化共生に関すること（グローバル領域）を軸として、学内外の関係者と連携してダイバーシティ推進（人々の多様性の尊重の推進）に取り組んでいます。センターでは、障害（身体障害・内部障害・難病など）があり配慮を必要とする学生や、学生に対応する教職員からの相談を受け付けています。また相談や支援だけでなく、バリアフリーマップの作成などの環境整備、ダイバーシティ推進のためのイベントの企画・運営、学内での研修など、啓発も行っています。何でも気軽にご相談ください。



多摩キャンパスダイバーシティスクエア



外部講師をお招きしたノートテイク講習会

障害のある学生への支援(合理的配慮)の流れ

ステップ1 / 相談窓口への相談

困りごとや支援(配慮)について担当者が聞き取りをします。支援や合理的配慮の内容によって、診断書などの書類の提出や、書類への記入をお願いする場合があります。

障害や慢性疾患についての相談窓口は以下の通りです。

相談内容	主な窓口
身体障害・慢性身体疾患のある学生の修学上の相談	ダイバーシティセンター
精神障害・発達障害のある学生の修学上の相談	所属学部・大学院事務室、(理工)都心学生生活課

上記の障害等が重複する場合や、相談先に迷う場合は、次の①～⑧のうち相談しやすいところに相談してください。

→①学部事務室、②都心学生生活課、③大学院事務室、④専門職大学院事務課、⑤通信教育部事務室、⑥ダイバーシティセンター(障害学生等支援室)、⑦学生相談室、⑧保健センター

ステップ2 / 合理的配慮の検討

伺ったお話や提出された資料をもとに、担当部署が支援や合理的配慮の検討をします。検討にあたっては、職員と専門職(CSW、障害領域コーディネーター等)が協議し、必要に応じて合理的配慮に関する文書案を作成します。

ステップ3 / 学生への確認・合理的配慮の決定

合理的配慮の内容を学生(申請者)に提案し、その内容が適切かどうかや、配慮が必要な科目などを確認します。

ステップ4 / 合理的配慮の内容伝達⇒合理的配慮の実施

合理的配慮の内容を授業担当教員や関係する教職員に文書などで伝達します。関係する教職員は伝達された内容をもとに合理的配慮の提供を行います。提供にあたって、必要に応じて学生と相談する場合があります。

ステップ5 / フィードバック

合理的配慮が適切に機能したか、学生からの聞き取りなどを行います。

(注1) ダイバーシティセンターにおける合理的配慮の検討については、障害学生支援検討委員会から委託されています。

(注2) 提供された合理的配慮の内容やその決定過程に対して不服(異議)がある場合の相談等に応じる窓口は、学事・社会連携課です。

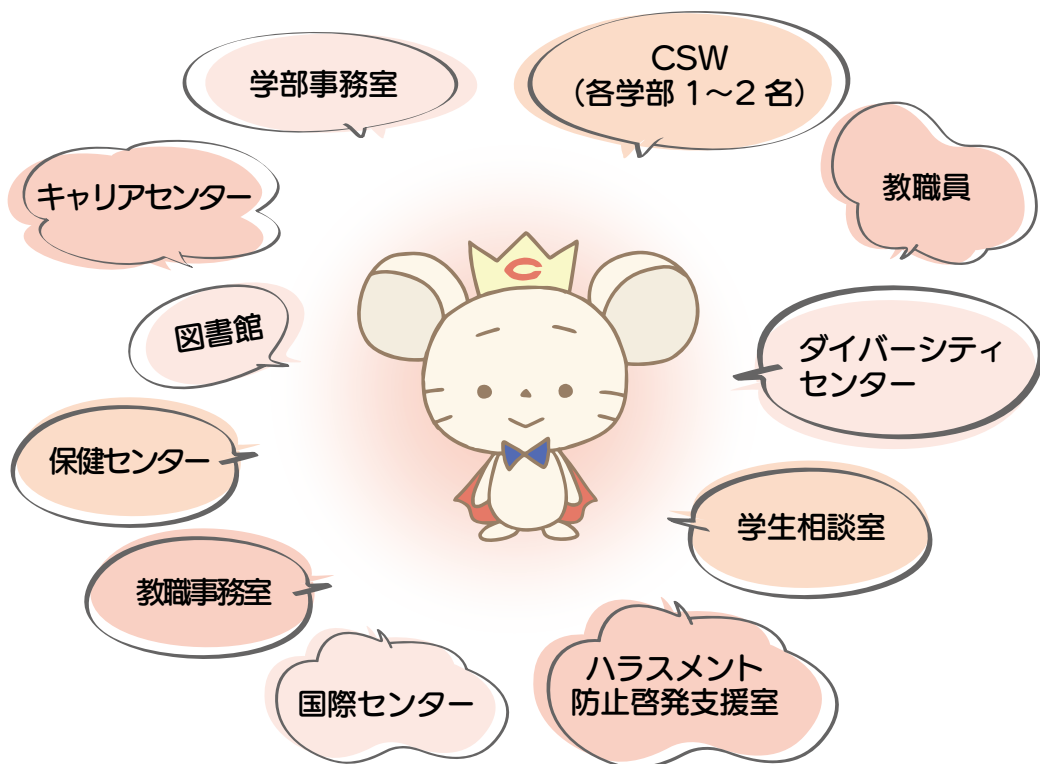
(注3) 障害に基づく差別全般の相談等に応じる窓口は、ハラスメント防止啓発支援室です。

学内の連携

中央大学では、学生生活の様々な場面で障害のある学生を支援するために、全学で連携しています。

障害学生支援の相談窓口（学生相談室、学部事務室（キャンパスソーシャルワーカー）、ダイバーシティセンター）は、図書館、保健センター（健康診断など）、教職事務室（教職科目・教育実習）、国際センター（留学・留学生受け入れ）、キャリアセンター（就職活動）、ハラスメント防止啓発支援室などの部署とも連携して支援を行います。必要に応じて、学生本人の了解の上、他の部署と協力して対応します。

学内の連携を示した図



障害のある学生への合理的配慮について

障害は、個人の心身の状況と周囲の環境との相互作用によって生じます。そのため、障害のある学生が障害のない学生と同様に学べる環境を整えることが重要です。また大学には、個々の学生の状況に応じた「合理的配慮の提供」を行う義務があります。

合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障害のある学生が学びに参加するために必要な調整や支援のことを指します。配慮の内容は、障害の種類や程度によって異なり、一律ではありません。本ガイドブックでは、さまざまな障害に関連する合理的配慮の具体例を掲載していますが（p.12～p.16 参照）、実際の調整は学生との対話を通じて個別に行われます（建設的対話）。

合理的配慮を決定していくプロセスでは、建設的対話を基本として、①**学生の必要性**（配慮が障害の影響を取り除くものになっているかどうか）、②**教育上の適切性**（科目やコースの本質を変えず、学びに参加するためのものになっているかどうか）、③**他の学生との公平性**（配慮によってその学生が他の学生と比べて、過度に不利、あるいは有利になっていないか）、④**過重な負担の有無**（配慮を提供することが現実的で、持続可能なものかどうか）、⑤**本来業務付随性の有無**（教育機関である大学の本来の役割として、大学が提供すべきものかどうか）などの視点から検討します。また、合理的配慮は申請から遡っては適用されません。

建設的対話に必要なもの

建設的対話には、学生が十分に意思表示できる環境と支援が必要です。また教職員は学生の要望についての具体的な検討を行い、判断の理由や根拠の説明、学生が求める内容が適当でない場合や要望どおりの配慮が提供できない場合に代替案の提示を行う必要があります。

各相談窓口にいる専門職は、専門性に基づいて、状況に応じた合理的配慮の選択肢を提案するなど、建設的対話をサポートします。合理的配慮を提供するうえで不明な点やお悩みがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。

合理的配慮願い・情報提供書について

中央大学（以下、本学）では、障害等のある学生に障害のない学生と同様の学びの場を提供できるよう修学環境を整えています。そのひとつに合理的配慮の提供があります。合理的配慮については、学生からの意思の表明を受けて、学部事務室や大学院事務室の担当者やキャンパスソーシャルワーカー（CSW）およびダイバーシティセンター障害領域コーディネーターが相談・検討を行い、配慮内容を調整します。配慮内容は、学生と大学の双方の建設的対話による合意形成のプロセスを経て作成されます。



合理的配慮に関する文書には、配慮願いと情報提供書があります。配慮願いでは、個別の具体的な配慮内容を記載し科目担当教員にお渡しします。配慮願いは、受講する全ての科目に配付を希望する学生もいますし、科目の性質によって配慮を必要とする科目のみに配付を希望する学生もいます。先生方に配付した配慮願いの配慮内容が適切に提供されたか否かについては、学期末に学生と個別面談を行い、本人の困り感の有無を含め振り返りを行います。学生の状態や環境的要因に応じて必要な支援を合理的な範囲で柔軟に提供できるように、建設的対話を重ねつつ配慮を提供します。



また、本学でそれ以外に学部から発行される情報提供書には、科目担当教員に学生の状況や状態で知っておいてもらいたいことや、気にかけてもらいたいこと、理解してほしいことが記載されています。なお理工学部においてはCSWが発行する情報提供書により、先生方に合理的配慮の対応もいただいております。



障害のある学生と接するうえで 気に留めておいていただきたいこと

障害があるために支援を受ける学生の中でも、精神障害や発達障害がある学生の多くは、大学に入った後に初めて自分に障害があることに直面することになります。学生たちが自身のことを客観的に見つめ、自分に合ったやり方を見いだすまでの道のりは、紆余曲折があるものです。そこで在学中にさまざまな試行錯誤を繰り返す権利が本人に保障されることが重要になります。性急に問題に向き合うことを強いると、学生はかえって頑なになります。教職員も周囲の方々も、学生の試行錯誤に対して関心を向けながら暖かく見守ることで、学生は徐々に安心して自分の特性と向き合えるようになります。

支援は、常にチームで行われるものです。学生の中には自分の事情を特定の人にしか話さず、専門職の支援を拒否する場合があります。しかし、たとえそうであっても、CWS やカウンセラー、障害領域コーディネーター等、学内の専門職との連携は欠かせないものと言えるでしょう。「1 人の人に頼ると共倒れの危険が大きくなる。たくさんの人に頼ると自立につながる」。この考え方を、学生と支援者が共有し、専門職を含めたチームで動いてこそ、教員や職員も、それぞれの役割に基づいて、学生にとって良き支援者の 1 人として機能できるようになります。

大学における良い支援の必要条件とは、学生の試行錯誤の過程に「伴走」する支援者がいる環境の中で、学生の自己決定権が保障されていることであると思われます。学生が困らないように先回りして障壁を取り除くことが、必ずしも良い支援とは限りません。成績評価の基準を安易に下げることが、かえって本人の「生きる力」が伸びる機会を奪ってしまう可能性もあります。そうした点を適切なタイミングと状況により個別に判断できる専門職が伴走者となり、教員や職員が連携して支援に携わる形が整うと、学生も自立した個人として成長することができるようになります。

聴覚障害

聴覚障害とは、話し言葉や周囲の音が聞こえない、または聞こえにくい状態のことをいいます。全く聞こえない、またはほとんど聞こえない「ろう」と、残っている聴力を活用する「難聴」の2つに大きく分けられますが、聞こえの状態は一人ひとりさまざまです。全く聞こえない方、音がひずんだり、途切れ途切れに聞こえたりする方などもあります。

補聴器や人工内耳を装用したり、補聴援助システムの活用等によって、聞こえやすくしている方もいますし、それらに効果がないので活用しないという方もいます。コミュニケーション手段も、口話（こうわ：口の形を読み取り、聞こえる音や表情、話の流れから相手の発言を察知する方法）、筆談、手話等の他、身振りや空書（くうしょ・そらがき：空中に指で字を書いて伝える方法）などさまざまな方法があります。また、コミュニケーション手段は、育ってきた背景や、聞こえなくなった時期によっても大きく異なります。

学内での困りごとの具体例は、授業での先生や学生の話が聞こえない、聞こえにくいことが一番にあげられます。授業以外の場面でも、例えば学内の窓口などで、口頭だけでの説明がわからなかったり、聞き違えたりすることがあるかもしれません。

提供される合理的配慮の具体例は、SA（スチューデント・アシスタント）学生が行う文字による情報保障（パソコンや音声認識アプリを使用した方法、手書きノートテイク、音声教材の文字起こし）や、聞こえやすくするためのサポート（マイクや補聴援助システムの使用）があります。また、授業の形式等によっては手話通訳の利用も考えられます。授業内容や学生の希望によってさまざまな方法を組み合わせて調整しますが、その人に合わせて、聞こえやすい環境を作る、視覚情報を使って伝える、ということがポイントになります。定期試験についても、リスニングの代替措置や音声聞き取りやすい座席等の配慮が提供される場合があります。

視覚障害

視覚障害とは、全く見えない、または見えにくい状態のことをいいます。視覚的な情報を全く得られない、またはほとんど得られない「^{もう}盲」と、見えにくい部分を文字の拡大等により視覚を活用して見る「弱視（ロービジョン）」の2つに大きく分けられますが、見え方の状況は一人ひとりさまざまです。「盲」のなかでも、明暗がわかる方、色の違いがわかる方、形が少しわかる方もいます。「弱視（ロービジョン）」のなかでも、視野が狭い「視野狭窄」や、視界の中心部分に斑点が見えたりぼやけて見えたりする「中心暗点」、光を非常に眩しく感じる、あるいは暗いところで見えにくい、という方もいます。また、色の判別が難しい色覚障害のある方もいます。

文字を読む際は、ブレイルセンス・ブレイルメモ等の点字情報端末で、文字データを点字化したり、墨字（すみじ：点字に対する、紙に印刷した文字または手書きの文字のこと）を近づいて読んだり、パソコン・タブレット画面の拡大や拡大印刷による拡大文字やルーペ等の補助具を使用したり、音声で読み上げるスクリーンリーダーが入ったパソコンなどを使用したりする場合もあります。

学内での困りごとの具体例は、授業で投影・配付される資料や教科書の墨字が見えない、あるいは見えにくいことが一番にあげられます。授業以外の場面でも、例えば書類の提出が必要な際に文字を書くことが難しく代筆が必要だったり、学食等で空いている席がわからなかったり、学内での移動に困難が生じたりすることがあります。

提供される合理的配慮の具体例は、教材のテキストデータ化・PDF化・点訳・立体コピーなど、資料の内容や学生のニーズに合わせて、資料を読める形に変換することがあげられます。また、教室への移動で移動サポートを行う、映像教材などの視聴がある際に音声ガイドをつける、なども必要に応じて調整します。定期試験についても、試験時間の延長や別室受験、点字受験、問題用紙・解答用紙の拡大等の配慮が提供される場合があります。

肢体不自由

肢体不自由とは、病気やケガ、障害等によって、日常生活における身体の活動や動作に制限（難しさ）がある状態をいいます。肢体不自由の部位は、上肢、下肢、上下肢を含む全身障害等と大きく3つに分けられますが、障害による不自由さの程度の状態は個々によって異なります。また、身体の状態は環境や時間帯、日によって変わることもありますし、年齢を重ねることで変化する場合もあります。

学内での困りごとの具体例は、教科書等の持ち運びやドアの開閉、手書き、パソコンなどの機器や実験・実習の器具の使用等があります。提供される合理的配慮の具体例は、教科書のデータ化、SA（スチューデント・アシスタント）学生による授業ノート作成の補助、TA（ティーチング・アシスタント）による補助、利用しやすい教室への変更、介助者の入室許可、車両通学および駐車の手配等があります。また、定期試験についても、試験時間の延長や別室受験、代替措置等の配慮が提供される場合があります。

内部障害

内部障害（内部機能障害）は難病や慢性疾患により臓器の機能に障害が生じている状態です。見た目では分からないことが多く、周囲に理解されにくいことがあります。また、身体的症状のひとつとして日常的に疲労感がたまりやすかったり、疾患や症状によっては進行性のものもあつたりします。日常的な治療や医療的ケアが必要な人もいます。

大学で生じやすい困りごととしては、本人は参加したい意思はあるが、身体状況によって（長時間の）実習や実技（激しい運動）への参加が難しいことがあります。また大学生活の中で自己注射や服薬などの治療、医療的ケアを行う必要があり、そのための場所や時間を要することがあります。

提供される合理的配慮の具体例は、通院や治療による欠席への配慮として、授業内で配付された資料の提供や、出席に代わるレポート課題の提出等の代替措置があります。また、しばらく身体を休めることができるよう休憩室が利用できたり、実習期間を延長・変更（1日の実習時間を短くし日数を増やす、または代替措置を講じる等）したりすることがあります。

発達障害

発達障害の代表が、現在のアメリカ精神医学会の診断基準（DSM-5）に拠れば、自閉スペクトラム症（ASD）と注意欠如多動症（ADHD）です（訳語が以前の「障害」から「症」に変わっています）。その他に、修学支援で時に問題となるのが、限局性学習症（SLD）です。これらの診断がついていなくともその「特性」が認められることはしばしばあります。例えば診断は ASD だけだが実際は ADHD の特性でも困っています、といったケースです。つまり、発達障害は診断と個人の困りごとが必ずしも一致せず、同じ診断名でも配慮すべき事柄は人それぞれ違っているのです。

大学入試センターによる大学入学共通テストでは、たとえば知能検査で「処理速度」領域が他の領域に比べて著しく低い場合は試験時間の延長（1.3 倍）を認める、などの配慮を行っています。本学の入学試験でも同センターの判断を踏襲し、あるいは同様の考え方で、配慮を行っています。今後、定期試験でこの配慮を申請する学生が増加すると思われます。

スケジュール管理の困難さ、あるいはマルチタスク処理の苦手さから、学期末にレポートが集中している状況ではレポート提出の期限について配慮を求めるケースも多くあります。CSW はタスク管理についてコーチング的な指導を行いつつ、出来るようになるまでは配慮申請をして修学からのドロップアウトを防ぐ、という関わりをしています。

対人関係での困難さを抱えている学生は、グループワークが出来ないために個別対応が申請されることもあります。これについては、学びの本質を変えない範囲で、また教員自身の負担も考慮した上で教員の判断となりますが、支援している CSW などとの話し合いを経て配慮の可否をご判断いただくのが良いように思われます。

その他、注意集中の困難さや対人緊張に対する配慮として定期試験の別室受験や、生活リズム確立の困難さに対して、出席の代替措置としてのレポート提出などを申請することもあります。後者についても各教員の判断となりますが、その学生なりのペースで少しずつ修学を進めていく過程での配慮要請であることが多いため、学生からの申請があった場合に、疑問があれば CSW と直接お話しなさることをお勧めします。SLD 特性ゆえ書字に著しい困難のある学生も増えており、筆記試験時にパソコン利用を申請するケースも今後は増えてくると思われます。

精神障害

精神障害においても、診断名と必要な配慮が合致しないこともしばしばあります。配慮申請に関与する支援者は、診断名よりも実際の困りごと・困り感に焦点を当てて学生の訴えを聴き、その上で配慮することにより修学上の困難が軽減される、即ち本人がより学びやすくなるという教育上の効果が期待できるのであれば、他大学の事例なども参照しながら、時には前例のない配慮の方法も検討します。



通学途上で生じる突然の精神症状や体調不良による遅刻、授業中に予告なく離席すること、人前で過緊張となり談話困難に陥ること、などへの配慮を申請するケースは以前からありましたが、今後は増加すると思われます。また、内科・小児科・産婦人科で関与することの多い疾患である過敏性腸症候群、起立性調節障害、月経前緊張症などでも、修学上の困難は大きい場合があり、この診断に基づき配慮申請が出されることも増えつつあります。これらについては、まだ疾患と配慮の関係にスタンダードは無いと言えますが、出席の意志が強くとも実際には困難に陥ることがあることから、まずは本人の苦悩を理解していただければ幸いです。



対人緊張の強さ、聴覚過敏などのために授業中にイヤーマフの装着を認めてもらうのも、以前はたいへんなことでありましたが、昨今は教員の違和感が無くなったようです。事故後の高次脳機能障害などのために、聴覚系の情報処理と記憶の定着に著しい困難を有する学生が、授業の録音や音声入力ツール（UD トークなど）の利用を申請し、修学に効果があったケースも散見されています。



学内で利用可能な支援機器

利用に関してはダイバーシティセンターにご相談ください。

筆談用具	ブギーボード、 ホワイトボードどこでもシート	
音声認識アプリ・ UD トークを使用 する際の機材一式	AmiVoice Front WT01 (Bluetooth マイク)、 iRig2、iPad 他	
補聴援助システム	ロジャーセレクト、 ロジャータッチスクリーン マイク 他	
点字資料作成	点字プリンタ (ESA721)、 簡易点字器	
紙媒体資料 PDF 化	Scan Snap、 OCR アプリケーション	
車いすユーザーの方 などの高さ調節可能 テーブル	昇降テーブル	
歩行が困難な方の避 難用具	ベルカ (救護用担架)、エア ストレッチャー (救護用担架)、 イーバックチェア (階段避難車)	

ユニバーサルな学修環境の重要性

大学において、多様な学生がいることを想定して、どのような学生も平等に学びやすい環境を整えておくということは重要です。すべての学生がその個々の特性やニーズに応じて、効果的に学べるように教育課程や学習方法を準備しておくというアプローチです。その代表的なものが「学びのユニバーサルデザイン（Universal Design for Learning=UDL）」と呼ばれる考え方です。

学びのユニバーサルデザインの原則は、バリアフリーな物理的環境を作り出すことと同様に、教育の場でもさまざまな学生（学習者）が学んでいることを想定することを重視します。具体的には、興味関心、視覚優位・聴覚優位といった認知の特性、得意な学習スタイル、受けてきた教育などさまざまな背景を持つ学生に対して柔軟で多様な教育手法を選べるようにするということです。これにより、学生一人ひとりが自分のペースで学び、理解を深めることが可能となります。

たとえば、教材や参考資料をアクセシブルな形式（電子データなど）で提供することで、視覚や聴覚に障害のある学生や、さまざまな認知特性のある学生が追加の合理的配慮なしに学べるようになるかもしれません。

教育現場において、ユニバーサルな学修環境を作ることは、障害のある学生への特別な支援ではなく、すべての学生が持つ多様な能力を最大限に引き出すことにつながります。教職員も学生の個性を尊重しながら教育を行うことができ、より豊かな学びが得られる環境となります。

参考：動画「学びのユニバーサルデザイン（UDL）で幅広い教育ニーズに対応できる講義を」（東北大学 大学教育支援センター）

<https://pdponline.ihe.tohoku.ac.jp/archive/detail.php?id=99>
(全体)



<https://pdponline.ihe.tohoku.ac.jp/archive/detail.php?id=99&chapter=6>
(上記動画の「大学での実践例」のチャプター)



SA(学生サポーター)について

中央大学ダイバーシティセンターでは、障害のある学生等のサポートを担うSA（スチューデント・アシスタント）の雇用、サポートスキル養成、派遣コーディネートを行っています。SAは本学学生を対象に随時募集していますので、関心のある学生にぜひご紹介ください。



SAによる文字通訳の様子

一人ひとりが責任感を持って活動すること、またサポートを利用する学生にとっても自分の希望等を伝えやすくなることに繋がるよう、活動は学生アルバイトとして行っています。登録時に、特別なスキルは要しません。実際にサポートを担当いただく際に、必要に応じてサポートに関する説明や講習会などを行います。

授業のサポートの具体的な内容としては、ノートテイク、資料のテキストデータ化、映像の文字起こし、移動のサポートなどがあります。学生それぞれが都合の良い時期や時間に合わせて、自分ができるサポートを担っています。

また授業のサポートの他に、中央大学やダイバーシティセンターが企画・参加するイベントでの学生スタッフとしての活動や、学内での交流会やミーティング、学内向けイベント等にも協力、参加いただいています。

お互いに支え合いながら、学びやすく楽しいキャンパスライフが送れることを目指して学生と活動しています。教職員のみなさまも引き続きご協力いただけましたら幸いです。

SA登録はこちらから

<https://forms.gle/rULKW8sw5XmZREqz8>



「意識のバリア」をなくすために

私たちの社会には、障害のある人々が直面する「社会的障壁」が存在します。これらは「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面のバリア」、「意識のバリア」の4つに分類されます。バリアフリーとは、これらの障壁を取り除くことを意味します。

大学には、キャンパスの社会的障壁を解消する責任があります。このため「障害の社会モデル」を理解し、不当な差別的取り扱いをなくし、合理的配慮を提供することが求められます。また、多様な背景を持つ学生の状況を理解するために、障害のある学生等を支援する上で必要な情報を、日々アップデートしていくことも重要です。

大学は、そこに属する様々な構成員によって作られるキャンパスコミュニティです。建物の整備や合理的配慮の提供に加え、個々の構成員が障害に関する理解を深め、偏見をなくしていくことでバリアのないキャンパスづくりにつながっていきます。中央大学では、ダイバーシティセンターを中心に、障害への理解を促進するためのイベントを年間を通じて企画し、実施しています。

教職員の皆様には、ぜひイベントにご参加いただくとともに、イベントの学生への周知にご協力いただきたいと思います。私たち一人ひとりが意識を変えることで、よりインクルーシブなキャンパスを実現していきましょう。

ダイバーシティウィークス

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/activity/week/>



NHK ドラマ
「デフ・ヴォイス 法廷の手話通訳士」の企画
学生スタッフと登壇者の集合写真



ろう講師をお招きした「手話っと交流会」の様子

関連情報(リソース集)

学内のもの

バリアフリーマップ



https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/disability/barrier_free_map/

中央大学には、多摩キャンパス、後楽園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス、茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス、小石川キャンパスの6つのキャンパスがあります。それぞれのキャンパスのバリアフリーマップは、多様な人々に利用してもらえるよう多機能トイレや授乳室、礼拝室の場所や、階段を使用せずに移動できるルート等が分かりやすく記されています。また、日本語版と英語版があり、キャンパスに集う多くの人たちに活用してもらいたいという思いでつくられています。

個別避難計画書

ダイバーシティセンターでは、移動に困難がある学生に災害時の「個別避難計画書」を作成しています。一口に災害時の避難といっても、障害のある学生が所属するキャンパスの状況や学生の障害の内容・程度によって、避難方法やルート、使用する避難用具は異なります。バリアフリーマップを基に、安全なルートや使用する階段を選定し「個別避難計画書」にその情報をわかりやすく反映するよう努めています。

中央大学公式サイトコンテンツ「気になる学生に出会ったら」(教職員向け)

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/counseling/care/>

このコンテンツには「学生対応の基本」や「大学生のメンタルヘルス」など、教職員が学生と接するうえで知っておくべき内容が盛り込まれています。



関連情報(リソース集)

学外のもの

全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD-JAPAN)

<http://ahead-japan.org/>



日本学生支援機構 (JASSO) 障害学生支援

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/



日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

<https://www.pepnet-j.org/>



国立国会図書館 障害のある方へ

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/>





中央大学障害学生支援のためのガイドブック（教職員版）

Ver.1.0

2025年4月1日

発行：中央大学ダイバーシティセンター

執筆協力：学生相談室・CSW 連絡会・山科満（文学部教授）